

受付番号	都道府県	質問1（石綿健康被害救済基金を診断・治療研究に活用することについての、貴県のお考えをお聞かせください。）への回答
1	非公開希望	被害者救済の観点から基金の診断・治療研究への活用を検討することは重要と考える。
2	非公開希望	石綿健康被害救済基金の制度全体における今後の見込みを踏まえた、当該基金の持続性に支障がない範囲で、診断・治療研究に活用することは意義のあることと考えます。
3	非公開希望	国において基金の有効的な活用方法を検討してほしい。
4	非公開希望	石綿健康被害救済基金を診断・治療研究に活用することが検討される場合には、従来石綿健康被害救済基金の活用目的（石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ること）と、石綿による健康被害の迅速な救済を図ること）に支障が生じないことを第一前提とすることが重要と考える。
5	非公開希望	主要課の立場から、治療の選択肢を増やすことができるならば、それを希望する患者の為に必要と診断・治療研究に活用することが必要ではないかと思う。
6	非公開希望	石綿健康被害救済基金を診断・治療研究に活用することについては、関係法令等の改正にも関わるものと考えますので、国会や関係する会議等での議論が熟成されることを期待します。
7	非公開希望	石綿健康被害救済基金の治療研究への活用については、国が設置する中央環境審議会・石綿健康被害救済小委員会においてその方向性の検討がなされているところであり、本県といたしましてはこうした検討結果を踏まえて対応して参ります。
8	非公開希望	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月10日参議院環境委員会）にあるとおり、中皮腫に効果のある治療法の研究促進のため、石綿健康被害救済基金の活用を検討することは必要と考えます。
9	非公開希望	法改正に係ることであり、国会等で必要な議論がなされるものとする
10	宮城県	本県としては、異議はありません。
11	非公開希望	石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としておりますので、石綿健康被害救済基金につきましても、この目的の範囲内で活用されることが望ましいと考えます。なお、医療技術が進歩・高度化している現状を踏まえ、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発が推進するよう、全国知事会を通じて国に要望してまいります。
12	非公開希望	附帯決議を踏まえ国における中皮腫に効果のある治療法の研究・開発が促進されることを期待したい。
13	非公開希望	石綿健康被害救済基金の使途については、国において検討されるべきものであり、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としており、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることとを目的としており、石綿による健康被害の救済に関する法律の趣旨に則り、適切に基金を活用されたいと考えます。
14	非公開希望	既に、国の中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会で議論されているとのこと。 本件は法律に基づく事項であり、かつ、極めて高度な医学的・専門的な事項に係る議論であることから、まずは、国審議会での議論を見極める必要があるものと考えます。
15	非公開希望	当該基金の治療研究への活用については、環境省の石綿健康被害救済小委員会において意見が出ているところであり、県としては、その議論の動向を注視してまいりたいと考えています。
16	高知県	引き続き知事会における議論の状況をふまえて、活用について検討していきます。
17	非公開希望	今後の国の動向を注視していきたい。
18	非公開希望	非公開希望
19	非公開希望	今後の動向を注視していきたいと考えております。
20	新潟県	石綿健康被害救済基金が治療や研究にも活用できるよう国で検討を始めたことについて、当県としても中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の議論を注視して行きたいと思っております。
21	非公開希望	本件に関しましては、県内部での議論が十分に進んでいない状況です。引き続き、貴団体における取組みも国による議論の動きを参考としながら、検討を進めてまいりたいと考えております。 このような回答で大変恐縮ですが、御容赦くださいますようお願いいたします。
22	非公開希望	石綿健康被害救済基金は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、救済給付の支給に充てるために設置されたものであることから、研究・開発への活用については、国において議論・判断されるべきものと認識しています。 なお、全国知事会では、地方公共団体に費用負担を求めないことを前提として中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進することについて、協議の上、国に要望していく見込みとなっております。
23	非公開希望	石綿健康被害救済基金の活用は、中皮腫に効果のある治療法の研究・開発を促進するための有効な手段と考える。
24	非公開希望	診断・治療研究は患者の命と健康に関わる問題であり賛成。基金残高が巨額だからという理由ではなく、基金メニューに盛り込むべきと思う。
25	鳥取県	石綿健康被害者の救済を推進することは、重要なこととであり、国での検討状況を注視していきたいと考えています。
26	非公開希望	今後の国の動向を注視していきたい。
27	非公開希望	国が統一的な方針を示し、それに基づいて検討を進めていきたい。
28	福島県	石綿健康被害については、石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進するよう、全国知事会を通じて国に要望しているところである。
29	非公開希望	アスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究は必要なものであり、まずは国において方針を定め、対応していくことが必要と考えます。
30	石川県	石綿健康被害救済制度については、これまで全国知事会を通じて、国に対し、制度の充実等を要望してきたところであり、ご提案の件については、本年6月から開催されている環境省の石綿健康被害救済小委員会において、審議されることお聞きしており、その動向を見守ってまいりたい。
31	非公開希望	石綿健康被害救済制度の目的を果たすことが原則であり、その上で、新たな目的や支援策を付加する場合には、広く関係者等の意見を聞きながら活用について検討する必要があると考える。
32	非公開希望	石綿健康被害救済基金は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、救済給付の支給に充てるために設置されたものであることから、研究・開発への活用については、国において議論・判断されるべきものと認識しています。
33	非公開希望	全国知事会（環境・エネルギー常任委員会）の国への要望のとおりである。
34	非公開希望	石綿健康被害救済基金は、法律で救済給付の支給に要する費用に充てるために設けられたものであり、現在、その使途について、石綿健康被害救済小委員会で検討されているものと認識している。
35	非公開希望	石綿健康被害救済基金の活用に関しては、現在国の審議会が議論が交わられているところなので、県としては動向を注視していきたいと思っております。
36	非公開希望	改正の際に速やかに対応できるように、今後の動向を注視したいと考えております。
37	非公開希望	アスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発の推進については、全国知事会から国に要望しておりますが、基金の活用については、将来的な給付支出の見通しや、診断・治療研究等に関する慎重な検討が必要であり、審議会等での議論を踏まえて、国において判断されるものと考えております。
38	非公開希望	基金の研究利用については、国の石綿健康被害救済小委員会で議論されている内容を注視していきたいと考えています。
39	非公開希望	中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発は国の責任において推進されるべきものであり、石綿健康被害救済基金の活用については、国における議論を踏まえて適切に決定されるものと認識しています。
40	非公開希望	石綿健康被害救済基金を診断・治療研究に活用することについては、参議院環境委員会において附帯決議がなされ、今後、国において議論が進むものと承知しております。石綿健康被害については、国による救済制度であることから、今後も国の検討状況など注視して参りたいと考えております。
41	非公開希望	中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会での当該議論を注視していきたい。
42	非公開希望	引き続き、全国知事会の動きをよく注視した上で、基金の活用等についても検討して参ります。
43	神奈川県	医療診断や治療研究に公的資金が使われることを否定する理由はございません。しかしながら、「石綿による健康被害の救済による法律」第31条に「救済給付の支給に要する費用に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。旨の記載がありますので、同法の改正等、必要な手続きを経た上で活用が求められるものと考えます。 なお、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課は、石綿に係る健康相談を行っている所属であり、石綿健康被害救済基金に関わる業務は行っておりません。
44	非公開希望	救済基金の活用について、国で議論が進められているところであると認識している。
45	非公開希望	今後の国の動向を注視することしたい。
46	非公開希望	国による石綿健康被害に効果のある治療法の研究・開発が促進されることを期待します。
47	非公開希望	国が、診断・治療研究に基金を活用することについて検討する可能性はあるが、都道府県に対し、新たな費用負担を求めないことが前提。